

浜田市商業・サービス業感染症対応支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の拡大により毀損した地域経済への影響を踏まえ、事業継続に向けた売上確保のための取組を行う中小企業者に対し、その取組に要する費用の一部を補助することにより、当該中小企業者の経営の安定化を図ることを目的とし、その補助金の交付に関しては、商業・サービス業感染症対応支援事業費補助金交付要綱（令和2年6月2日付け中小第183号島根県商工労働部長通知）又は島根県商業・サービス業感染症対応支援事業費補助金交付要綱（令和2年7月31日付け中小第303号島根県商工労働部長通知）及び商業・サービス業感染症対応支援事業費補助金実施要領（令和2年6月2日付け中小第183号島根県商工労働部長通知。以下「県要領」という。）並びに浜田市補助金等交付規則（平成17年浜田市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に事業所を有する中小企業者（法人にあっては本社、個人にあっては主たる事業所を市内に置く中小企業者に限る。）であって、県要領別記第1に掲げる対象となる業種に属する事業を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者は、補助対象者とししない。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助要件は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費（補助対象経費に対して他の補助金等の交付を受けるときは、当該補助対象経費を除く経費）の額の5分の4以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた

額)とする。ただし、80万円を限度とし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(別表に規定する共同事業枠の区分に係る補助金の交付を受けようとする者にあつては、当該共同事業を行う補助対象者のうち、他の補助対象者全員からその委任を受けた者。以下「申請者」という。)は、商業・サービス業感染症対応支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 主たる事務所又は事業所の所在地を確認できる書類の写し

(3) 補助対象経費の証拠書類の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、1補助対象者当たり、別表に規定する一般枠及び共同事業枠の区分ごとにそれぞれ1回に限りすることができる。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があつたときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、商業・サービス業感染症対応支援事業補助金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(変更承認申請)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、規則第9条第1項に規定する事由が生じたときは、商業・サービス業感染症対応支援事業補助金変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、市長が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の規定による承認をする場合について準用する。

(遂行状況の調査)

第9条 補助事業者は、市長が補助事業の遂行状況について調査するときは、これに協力しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して20日を経過した日までに商業・サービス業感染症対応支援事業補助金実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 事業の詳細が分かる書類及び写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第 11 条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、速やかに内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、商業・サービス業感染症対応支援事業補助金確定通知書（様式第 5 号）により補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第 12 条 補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、商業・サービス業感染症対応支援事業補助金交付請求書（様式第 6 号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 補助金は、補助事業者が当該補助事業を完了した後において交付する。ただし、支払済みの補助対象経費に係る部分に限り、概算払をすることができる。

(交付決定の取消し等)

第 13 条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

(帳簿の備付)

第 14 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、他の経理と明確に区分して経理し、その収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を事業が完了した日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(財産の管理)

第 15 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、当該補助金の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（様式第 7 号）を備え管理しなければならない。

3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第 10 条の商業・サービス業感染症対応支援事業補助金実績報告書に前項の取得財産等管理台帳を添付しなければならない。

(産業財産検討に関する報告)

第 16 条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権、商標権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業期間内に出願若しくは取得したとき又はそれを譲渡し、若しくは実施権等を設定したときには、遅滞なく産業財産権等取得届出書（様式第 8 号）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第 17 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 2 年 6 月 29 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	補助対象経費	補助要件
一般 枠	(1) 感染防止対策に係る経費 （改修費、備品購入費、備品リース料、広告宣伝費、消耗品費、委託費等） (2) 新事業展開に係る経費（改修費、備品購入費、備品リース料、広告宣伝費、消耗品費、原材料費、委託費等）等 (3) 前2号に付随して発生する経費（運賃、設置費等）	(1) 令和2年4月7日以降に着手し、同年12月31日までに完了した事業に係るものであること。 (2) 消耗品及び原材料は、令和2年12月31日までに使用するものであること。 (3) 補助対象経費の合計額が10万円以上であること。
共同 事業 枠	(1) 感染防止対策に係る経費 （広告宣伝費、委託費等） (2) 新事業展開に係る経費（広告宣伝費、原材料費、委託費等）等 (3) 前2号に付随して発生する経費（運賃、設置費等）	(1) 共同事業として成果が確認できること。 (2) 令和2年4月7日以降に着手し、同年12月31日までに完了した事業に係るものであること。 (3) 消耗品及び原材料は令和2年12月31日までに使用したものを補助対象とする。 (4) 補助対象経費の合計額が10万円以上であること。

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 一般枠 一の補助対象者で補助事業を実施する場合をいう。
 - (2) 共同事業枠 複数の補助対象者で補助事業を実施する場合をいう。
- 2 一般枠と共同事業枠の区分は、別々に申請すること。
- 3 補助対象経費は、市内に存する事業所に係るものに限るものとし、消費税及び地方消費税相当額を除いた額とする。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

浜田市長 様

申請者 住所
名称
代表者名 ⑩
電話番号

商業・サービス業感染症対応支援事業補助金交付申請書

商業・サービス業感染症対応支援事業補助金の交付を受けたいので、浜田市商業・サービス業感染症対応支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業区分（一般枠・共同事業枠）
- 2 補助金交付申請額 円
- 3 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 主たる事務所又は事業所の所在地を確認できる書類の写し
 - (3) 補助対象経費の証拠書類の写し
 - (4) その他
- 4 補助事業完了（予定）期日 年 月 日

様式第2号（第7条関係）

指 令 番 号
年 月 日

様

浜田市長



商業・サービス業感染症対応支援事業補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました商業・サービス業感染症
対応支援事業補助金については、下記のとおり決定（却下）しましたので、
浜田市商業・サービス業感染症対応支援事業補助金交付要綱第7条の規定に
より通知します。

記

1 事業区分（一般枠・共同事業枠）

2 補助金の交付決定額 円

3 交付条件

（却下理由）

様式第 3 号（第 8 条関係）

年 月 日

浜田市長 様

申請者 住所
名称
代表者名 ⑩

商業・サービス業感染症対応支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け、浜田市指令 第 号をもって、交付決定のあった事業について、下記のとおり変更したいので、浜田市商業・サービス業感染症対応支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により申請します。

記

- 1 事業区分（一般枠・共同事業枠）
- 2 変更の内容
- 3 変更を必要とする理由
- 4 変更が補助事業に及ぼす影響
- 5 変更後の補助事業計画書
別紙のとおり。
- 6 添付書類
 - (1) 変更後の補助対象経費の証拠書類の写し

様式第 4 号（第 10 条関係）

年 月 日

浜田市長 様

申請者 住所
名称
代表者名 ⑩

商業・サービス業感染症対応支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け、浜田市指令 第 号をもって、交付決定のあった新型コロナウイルス感染症対策商業・サービス業感染症対応支援事業補助金の実績について、浜田市商業・サービス業感染症対応支援事業補助金交付要綱第 10 条の規定により報告します。

記

- 1 事業区分（一般枠・共同事業枠）
- 2 補助事業の実施場所
- 3 補助事業の実施期間
- 4 補助事業の経費精算額 円
- 5 補助金の交付決定通知額 円
- 6 補助金の既交付額 円
- 7 添付書類
 - (1) 事業実績書
 - (2) 事業の詳細が分かる書類及び写真
 - (3) その他

様式第 5 号（第 11 条関係）

指 令 番 号
年 月 日

様

浜田市長



商業・サービス業感染症対応支援事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった商業・サービス業感染症
対応支援事業補助金については、下記のとおり補助金の額を確定したので、
浜田市商業・サービス業感染症対応支援事業補助金交付要綱第 11 条の規定
により通知します。

記

- | | | |
|---|-------------------|---|
| 1 | 事業区分（一般枠・共同事業枠） | |
| 2 | 補助金の交付決定通知額 | 円 |
| 3 | 補助金の対象経費の精算額 | 円 |
| 4 | 補助金の交付確定額 | 円 |
| | （交付決定通知額）－（交付確定額） | 円 |

様式第 6 号（第 12 条関係）

商業・サービス業感染症対応支援事業補助金交付請求書

一 金								円
-----	--	--	--	--	--	--	--	---

これは、 年 月 日付け浜田市指令 第 号をもって交付
決定（確定通知）のあった補助金

内 訳	既 交 付 額	円
	今 回 請 求 額	円
	未 交 付 額	円

浜田市商業・サービス業感染症対応支援事業補助金交付要綱第 12 条の規
定により、上記のとおり請求します。

年 月 日

浜田市長 様

住所

名称

代表者名

㊞

補助金の交付については、下記への口座振替を希望します。

金 融 機 関 名	
同 店 舗 名	本店・本所・支店・支所・出張所・代理店
預 金 種 目	1 普通 2 当座 3 その他（ ）
口 座 番 号	
口 座 名 義 人	フリガナ

様式第 7 号（第 15 条関係）

取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限 期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 13 条第 1 号から第 3 号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が県要領第 17 条第 1 項に定める処分制限額以上の財産とする。
- 2 財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。
- 3 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
- 4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
- 5 処分制限期間は、県要領第 17 条第 2 項に定める期間を記載すること。

様式第 8 号（第 16 条関係）

年 月 日

浜田市長 様

申請者 住所
代表者名
電話番号

⑩

産業財産権等取得等届出書

浜田市商業・サービス業感染症対応支援事業補助金交付要綱第 16 条の規定により、下記のとおり産業財産権等の取得（出願、譲渡、実施権の設定）をしたので届け出します。

記

- 1 産業財産権等の種類及び番号
- 2 産業財産権等の内容
- 3 相手方及び条件（譲渡、実施権設定の場合）